

居宅支援\_サービス計画費の請求はあるが、介護サービスの給付実績がありません（サービス事業所）

介護給付費縦覧審査確認表 **（請求事業所）**

事業所番号	1970000002
事業所名	サービス事業所
事業所担当者氏名	<b>事業所 太郎</b>
連絡先電話番号	<b>99-9999-9999</b>

令和\*\*年\*\*日縦覧審査

確認表記入者の氏名と電話番号を記入して下さい。

令和〇年〇月〇日

以下は貴事業所の介護請求明細書について縦覧点検審査処理を行った結果、請求内容に疑義があるものです。内容を確認の上、確認調整結果を記入してください。また、対象帳票が「算定」「重複」「単独」の場合は、過誤を「する」「しない」のいずれかに〇を付けて平成〇年〇月〇日までにご返送ください。 山梨県国民健康保険団体連合会

対応番号	確認対象情報							関連情報						
	対象帳票	証記載保険者番号 証記載保険者名	被保険者番号 被保険者名	サービス提供年月	サービス	日数/回数	縦覧点検出力事由	サービス提供年月	事業所番号	電話番号	サービス		日数/回数	
1	居宅支援	191001 保険者〇1	0000000001 かこ* 知	R**.*	11 訪問介護		サービス計画費の請求はあるが、介護サービスの給付実績がありません	R**.*	1970100001 支援事業所〇1	99-9999-9999	43	2111 居宅支援 I		
	確認の観点	利用実績があるか、月遅れ請求ではないか 総合事業サービスの実績がある場合、介護予防ケアマネジメント費ではないか					(確認調整結果記入欄) 該当利用者無し	過誤 する・しない						
	上記縦覧審査内容について、貴事業所での確認調整結果を右に記入してください。													

又は

サービス	日数/回数	縦覧点検出力事由
11 訪問介護		サービス計画費の請求はあるが、介護サービスの給付実績がありません
(確認調整結果記入欄) 請求もれ		過誤 する・しない

サービス提供実績の有無等を記入して下さい。

※サービス事業所の場合は過誤「する・しない」に〇をつける必要はありません

## 居宅支援\_サービス計画費の請求はあるが、介護サービスの給付実績がありません（サービス事業所）

●内容・・・サービス計画費の請求はあるが、介護サービスの給付実績がありません

●報酬算定上の制限

・・・サービス利用票の作成が行われなかった月、サービス利用票を作成しても介護サービスの利用実績がなかった月は、居宅支援事業所はサービス計画費を請求できません。

●原因・・・サービス計画費の請求があるにもかかわらず、給付管理票に記載された介護サービスの給付実績が1件もない場合に、居宅支援事業所のサービス計画費の請求に疑義があるものとして出力されます。「関連情報」欄には居宅支援事業所のサービス計画費の請求が表示されます。

なお、総合事業サービスの場合は、出力されません。

●対応・・・介護サービスの提供状況について確認した結果、

①介護サービスの提供がなかった場合は、「確認調整結果記入欄」にその旨を記載し返送して下さい。

②介護サービスの利用実績があり、本会への請求が漏れていた場合は、「確認調整結果記入欄」にその旨を記載し返送して下さい。

なお、該当のレセプトにおいては、次月以降の1日から10日間に改めてご請求ください。

③新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いによる請求である場合には、「確認調整結果記入欄」にその旨（例：新型コロナウイルス感染予防の観点からサービス利用を控えた）を明記し返送してください。

※新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いは、令和3年3月時点では有効ですが、今後、変更となる可能性がありますのでご注意ください。

《 参 考 》 ※令和2年5月25日厚労省通知抜粋

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）

問5 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能か。

（答）

事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。